

【返戻金制度に関する規定】

株式会社 Growth Way（以下「当社」という）は、職業安定法に基づき、紹介した求職者が早期に退職した場合に備え、以下のとおり返戻金制度を定める。

第1条（目的）

本規定は、当社が求人者に紹介した求職者が入社後一定期間内に退職した場合の紹介手数料の返還条件を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当社の職業紹介により入社した求職者に適用する。

第3条（返戻金の発生条件）

紹介した求職者が入社日を起算日として、以下の期間内に退職した場合、当社は求人者に対し、受領済みの紹介手数料の一部を返還する。

第4条（返戻金の割合）

返還割合は以下のとおりとする。

- ・入社日から1週間以内の退職：100%
- ・1週間以上1か月未満の退職：50%
- ・1か月以上3か月未満の退職：30%
- ・3か月以上6か月未満の退職：10%
- ・6か月以上の退職：返還なし

第5条（返戻金の除外事由）

以下の場合には返戻金は発生しないものとする。

- (1) 求職者の重大な経歴詐称または虚偽申告があった場合
- (2) 求人者側の労働条件の著しい変更または違反があった場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由による場合
- (4) その他、当社が返還不要と合理的に判断した場合

第6条（返戻金の支払方法）

返戻金は、求人者からの申請および退職事実の確認後、合理的な期間内に返還するものとする。

第7条（その他）

本規定に定めのない事項については、求人者と当社との協議により決定する。

以上